

2026年9月10日

団体年金事業部

金利上昇で変わるDB運営、いま確認したい「予定利率」の考え方

～下限予定利率の上昇が、運用・財政・給付・企業会計に与える影響～

近年の金利上昇を背景に、これまで実務上の制約として意識されにくかった下限予定利率が、DBの予定利率を検討するうえで重要な論点となりつつあります。

予定利率の見直しは、期待収益率や資産運用方針だけでなく、掛金・積立状況、給付利率、他制度掛金相当額、退職給付会計などにも影響する可能性があります。

本資料では、下限予定利率の仕組みと今後の見通しを整理するとともに、予定利率の見直しに伴う主な影響と、自社DBにおいて確認すべきポイントを解説します。

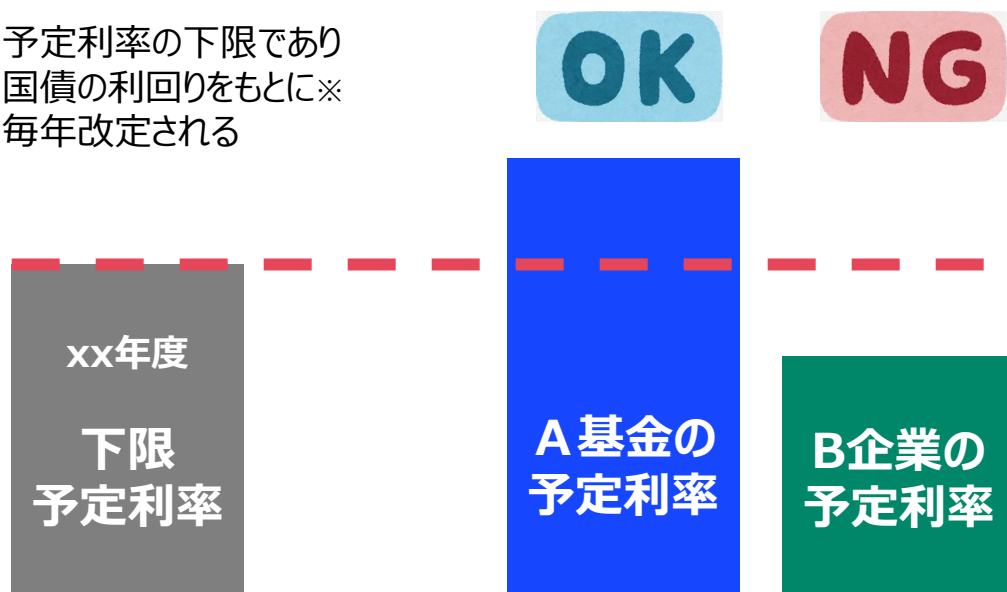
本資料が、企業年金の運営や制度検討にあたっての一助となれば幸いです。

低金利時代には意識されにくかった“予定利率の下限”が金利上昇で論点化

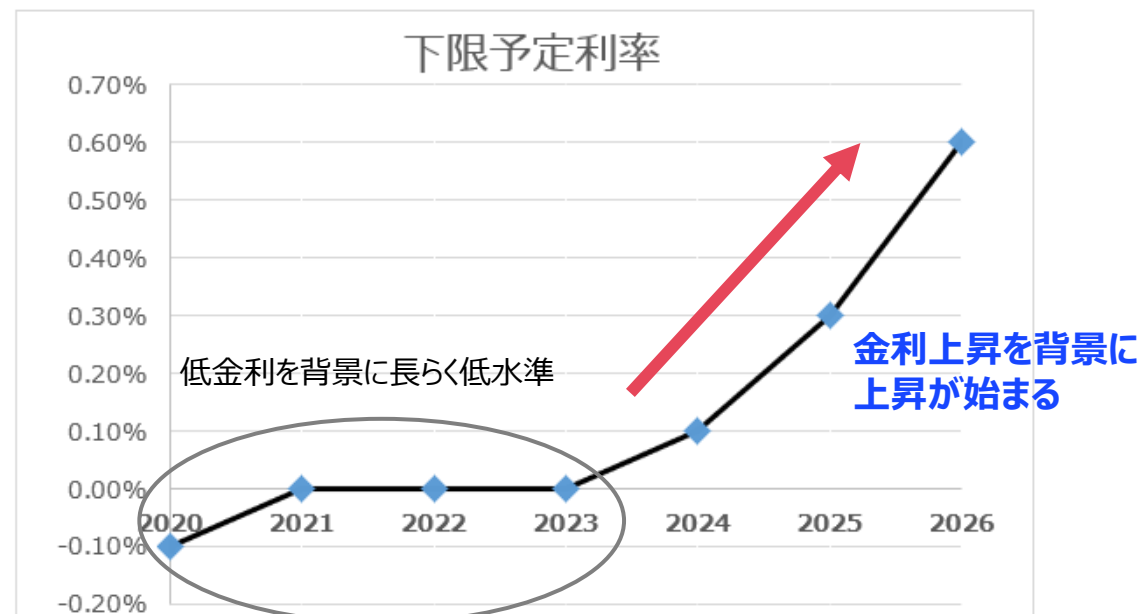
- 確定給付企業年金（以下、DB）の予定利率は、制度運営上の掛金計算等に用いる重要な前提です。
- 法令上、予定利率は事業主が設定しますが、国債利回りを勘案して厚生労働大臣が定める率を下回することはできません。この「下回ってはならない最低ライン」が**下限予定利率で、毎年4月に更新されます**。
- これまでは下限予定利率が低水準で推移していたため、多くの制度で実務上の制約として意識されにくい状況でした。しかし、**足元の国債利回り上昇により、今後の財政再計算時には、現在の予定利率との関係を確認する重要性が高まっています**。

【下限予定利率と予定利率の関係】

- ① 予定利率の下限であり
- ② 国債の利回りをもとに※
- ③ 毎年改定される



【下限予定利率の過去推移】

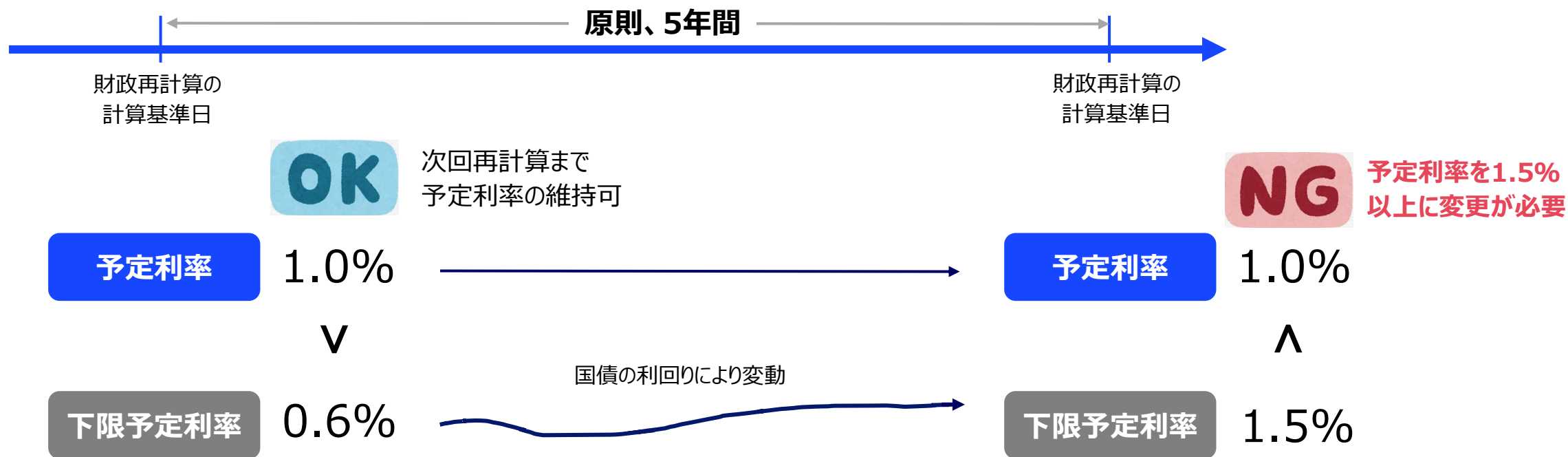


※「直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均」または「直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均」のいずれか低い率をもとに決定。

下限予定利率＝法令上の予定利率の最低ライン

- 下限予定利率は、安全性の高い国債利回りを参照した水準であることから、予定利率を過度に低く設定しないための最低基準として位置づけられています。
- D B 運営上は財政再計算の計算基準日時点で、現在設定している予定利率が下限以上かを確認し、**下限を下回った場合には予定利率を見直す必要があります。**
- そのため、予定利率が下限予定利率を下回ったからと言って**直ちに見直す必要はなく、次回の財政再計算を見据えた予定利率の水準検討が必要**です。

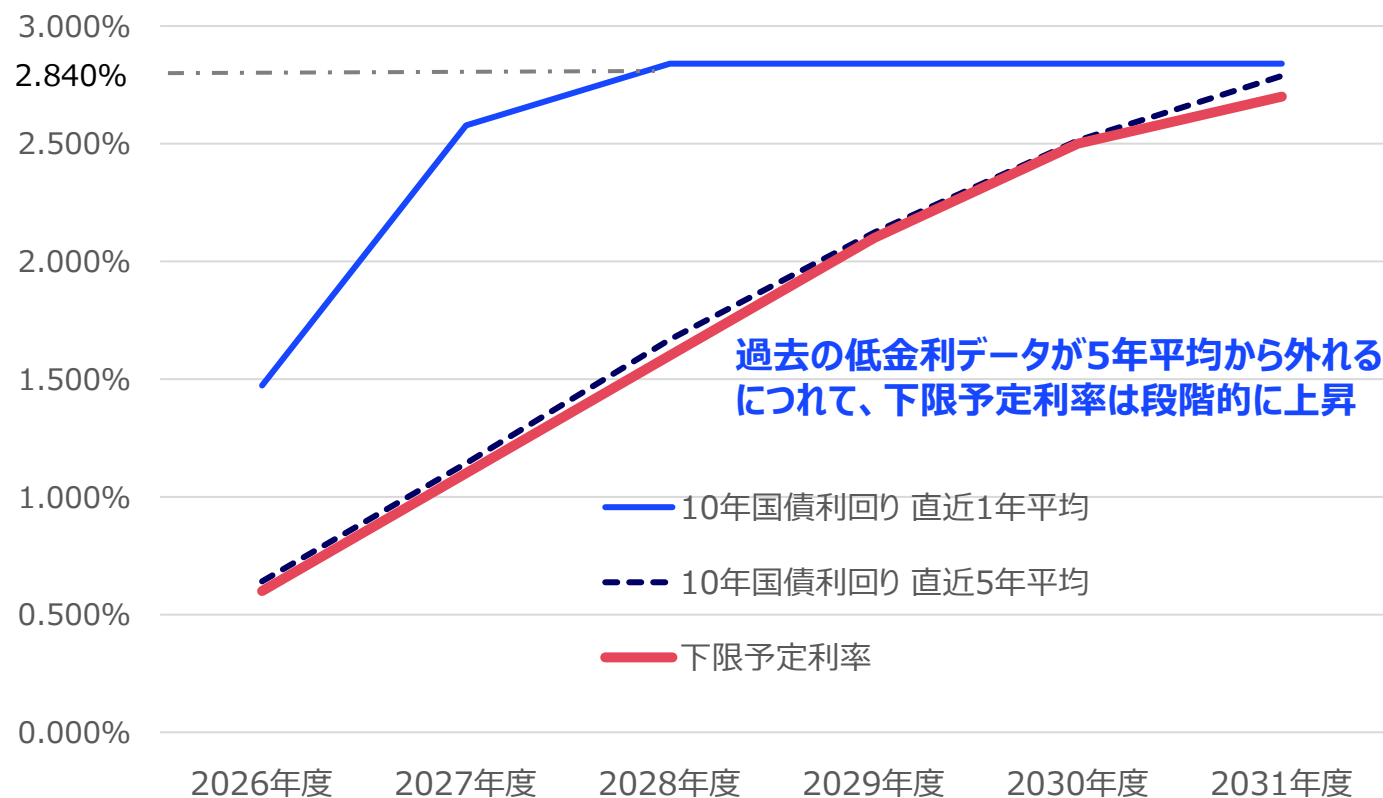
【予定利率と下限予定利率の比較判定フロー】



【参考】金利が横ばいの場合、下限予定利率は段階的に上昇

- 下限予定利率は、10年国債の応募者利回りの1年平均または5年平均の**いずれか低い率**をもとに設定されるため、金利上昇時は**段階的に引き上げられます**。
- 仮に、足元の金利水準2.84%（2026年8月）で横ばいに推移した場合、試算上は2031年度の下限予定利率は2.7%になります。

足元の金利が横ばいの場合の下限予定利率の試算



下限予定利率の試算結果※

2026年度 0.6%（実績）

2027年度 1.1%（参考値）

2028年度 1.6%（参考値）

2029年度 2.1%（参考値）

2030年度 2.5%（参考値）

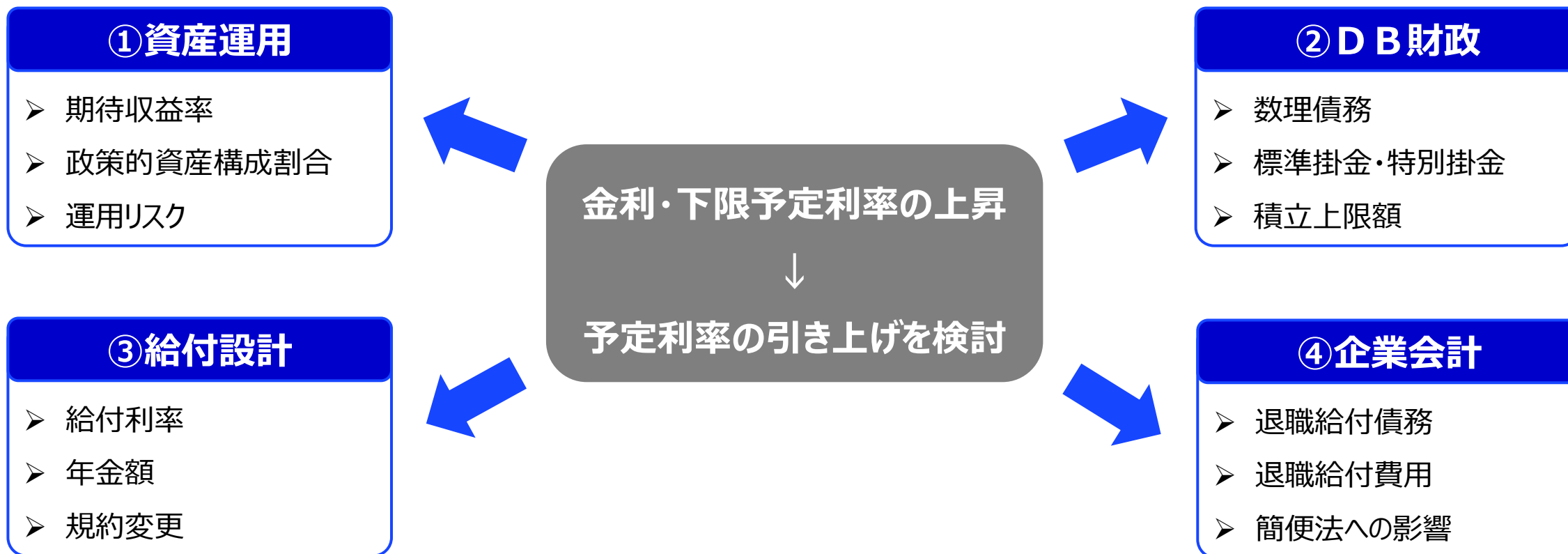
2031年度 2.7%（参考値）

算定方法 10年国債応募者利回りの「1年平均」と「5年平均」の低い方を基準とし、小数第2位以下を切り捨て。

※2027年度以降は、2026年8月までの10年国債の応募者利回りの実績値を用い、その後は2026年8月の水準で横ばいと仮定して試算しているため、今後の金利動向により実際の下限予定利率は異なります。

予定利率の見直しは、資産運用・財政・給付設計・企業会計へ影響します

- 下限予定利率の上昇によって予定利率を引き上げる場合、影響は財政計算だけにとどまりません。
- 数理債務や掛金が減少する方向に働く一方、より高い運用収益が求められ、積立上限額、給付利率、企業会計にも影響が及ぶ可能性があります。



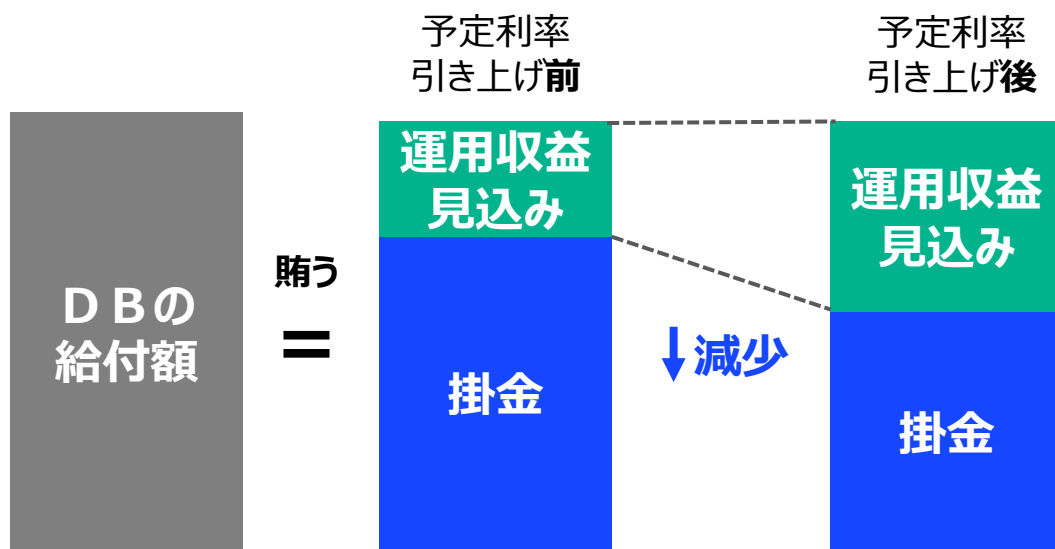
予定利率の見直しは、制度全体に影響します。次ページ以降は、各論点について確認していきます。

予定利率を引き上げる場合、期待収益率や運用リスクとの整合性を確認します

- 予定利率を引き上げると、将来の運用収益をより多く見込むことになるため、**一般に掛金や数理債務、責任準備金は減少する方向に働きます**※。
- 一方、**予定利率を長期的に賄うためには、それに見合う期待収益率が必要**です。
- 期待収益率を高めるためにリスク性資産を増やす場合、運用収益の変動も大きくなる可能性があります。

※ キャッシュ・バランスプラン（以下、C Bプラン）では、影響の出方が異なりますので後の10ページで解説いたします。

【予定利率と掛金の関係】



DBの掛金は、給付額を「掛金 + 運用収益見込み」で賄う前提で計算します。
予定利率を上げると、運用収益見込みが増加し、その分掛金が減少する方向に働きます。

【予定利率の引き上げがもたらす財政・運用への影響】

財政上の影響

予定利率引き上げ



将来の運用収益を多く見込む



掛金・数理債務は減少方向

運用上の影響

必要な運用収益が増加



期待収益率を確認



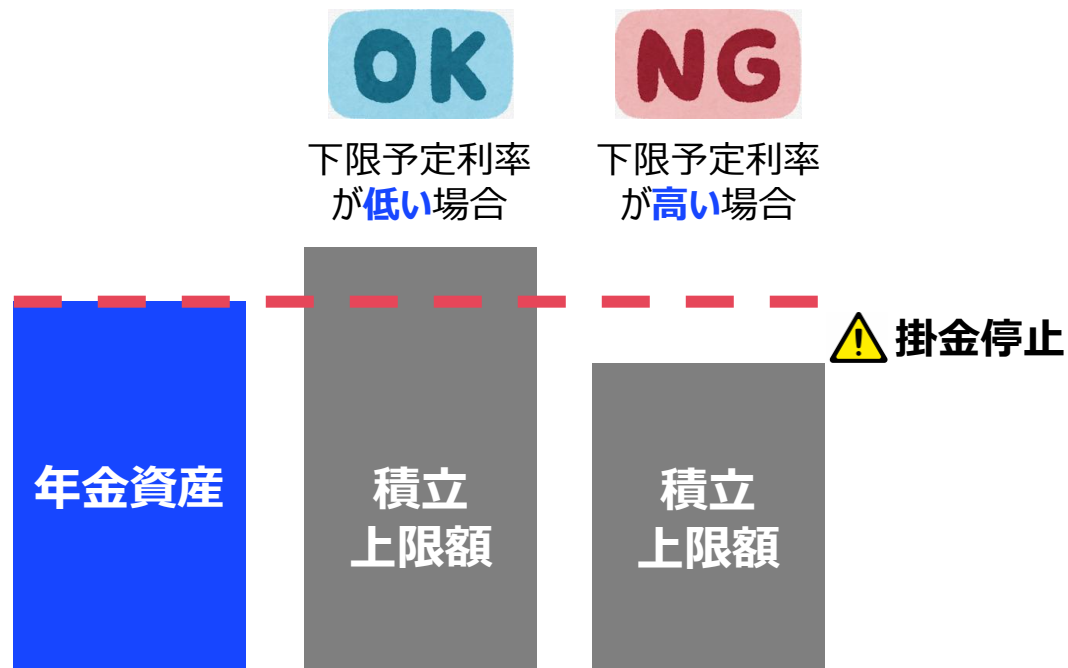
政策的資産構成割合・
リスク許容度を点検

予定利率は、下限予定利率以上で、長期的な運用収益の見通しと整合する水準に設定することが重要です。

下限予定利率の上昇により、積立超過に該当しやすくなる可能性があります

- 積立超過は、DB掛金が損金算入されるため、**過度に年金資産が積み上がり掛金を必要としない場合に掛金を停止する仕組み**です。
- 過度に年金資産が積み上がっているかどうかを判定する際に、年金資産の比較対象になるのが積立上限額です。
- 積立上限額は、下限予定利率を用いて算出されますが、**下限予定利率が上昇すると積立上限額は減少し、積立超過に抵触しやすくなります。**

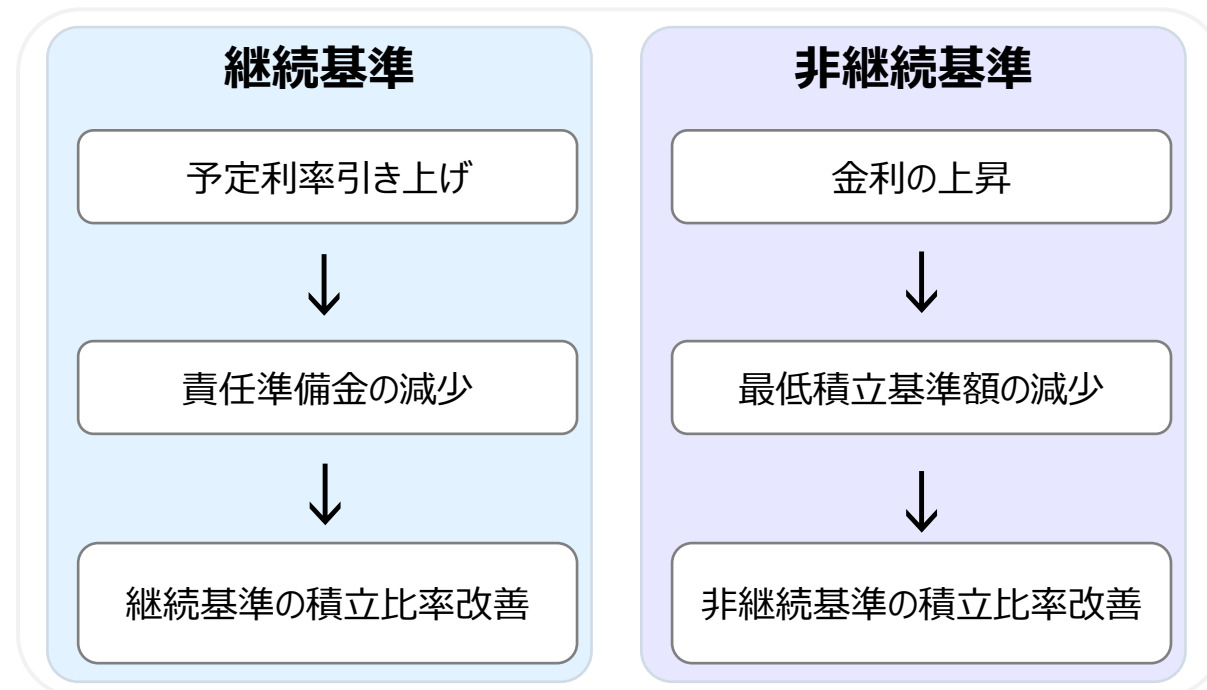
【積立超過のイメージ】



 下限予定利率の上昇 ⇒ 将来の給付に必要と見込まれる積立額が減少
⇒ 必要な掛金額が減少 ⇒ 積立上限額が減少というイメージです。

【積立超過以外の財政検証】

財政運営では、積立超過以外にも「年金資産が足りているか？」の観点で見る継続基準と非継続基準の財政検証も重要です。具体的な影響は以下の通りです。



予定利率の見直しは、D Cの拠出可能額にも影響します

- 他制度掛金相当額は、D Cと比較可能なようにD B掛金額を月額換算したものです。
- 他制度掛金相当額は、D Bの標準掛金と同様の手法で算出するため、**予定利率を引き上げた場合、一般的に他制度掛金相当額も減少します。**
- 2024年12月以降、原則※として企業型D Cの拠出限度額は「55,000円－他制度掛金相当額」で算出されます。予定利率の引き上げにより他制度掛金相当額が減少すると、結果としてD Cの拠出限度額が増加します。なお、2026年12月以降、55,000円は62,000円に引き上げられます。

【予定利率の引き上げとD C拠出限度額との関係】

※ 経過措置を適用した場合は、原則次回の制度変更まで従前の拠出限度額27,500円が適用されます。



 他制度掛金相当額は、D Bの掛金と同様の手法で算出されるため、予定利率引き上げの影響も概ね同じ方向に働きます。

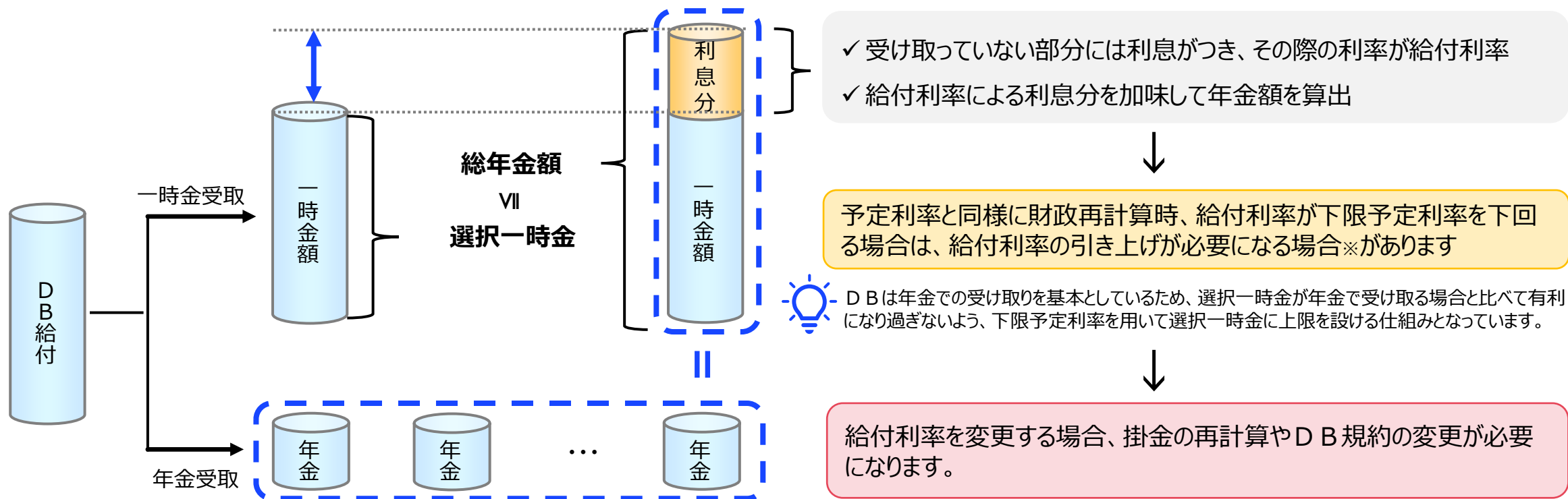
予定利率の見直しでは、D Bだけでなく、D Cの拠出可能額への波及も確認しながら検討する必要があります。

下限予定利率の上昇は、年金給付にも影響する可能性があります

- DB制度では、一定の年数以上で退職した場合、給付を年金または一時金で受け取ることができます。
- 年金で分割受取りする場合、まだ受け取っていない残高部分から生じる利息を年金額にあらかじめ反映させます。このときの利率を**給付利率**と言います。
- **財政再計算基準日の下限予定利率が給付利率を上回る場合には、給付利率の見直しが必要となる場合※があり、規約変更等も必要になります。**

※CBプランなど給付額を改定する制度では、給付利率の設定基準が異なるため、個別の制度設計に応じた確認が必要です。

【下限予定利率と給付利率の関係】

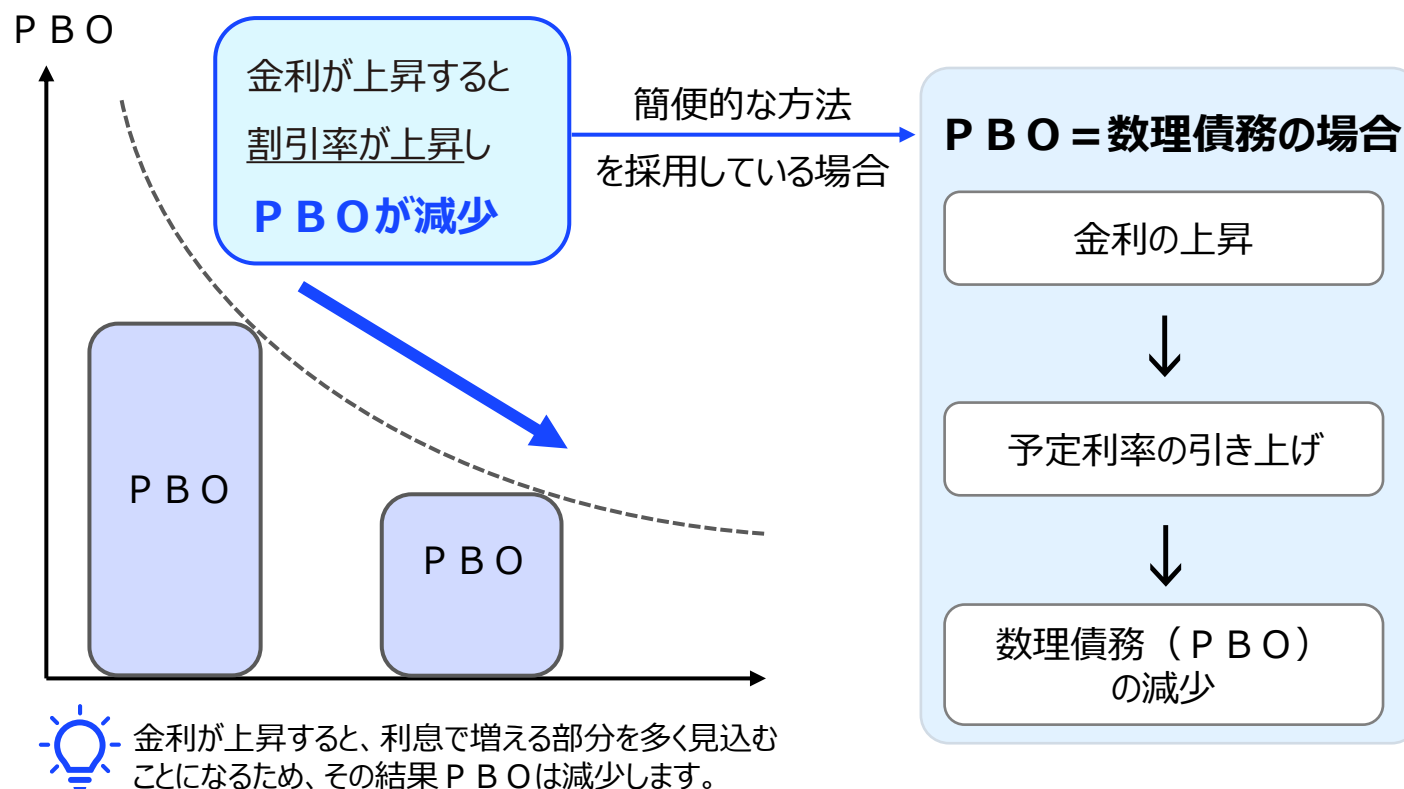


財政上の影響だけでなく、加入者・受給者の給付に変化がないかを確認することが重要です。

【補足】金利上昇・予定利率の見直しは、企業会計に異なる経路で影響します

- 企業が従業員に対して負う退職金にかかる**債務（これをP B Oと言います）**は、一般的に金利上昇に伴い減少します。
- 人数が少ない等の理由で簡便的な会計処理のうち、数理債務をP B Oとする方法を採用している場合、予定利率の引き上げによりP B Oが減少します。
- 原則法では運用の見直し等により長期期待運用収益率を高めると期待運用収益が増え、退職給付費用を減少させる方向に働きます。

【金利と退職給付債務の関係】



【長期期待運用収益率と退職給付費用との関係】

期待運用収益は、期首の年金資産に長期期待運用収益率を乗じて算出され、収益項目として費用減少効果があります。

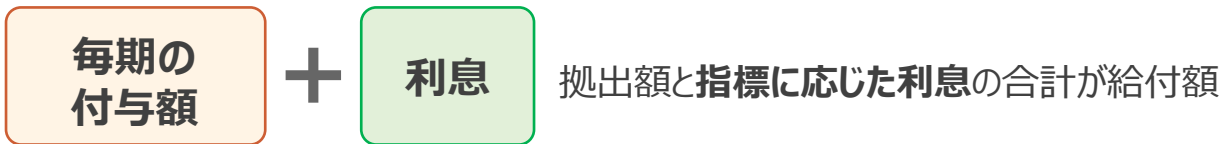
$$\begin{array}{ccccc} \text{期首の} & & & & \text{期待運用} \\ \text{年金資産} & \times & \text{長期期待} & = & \text{収益} \\ & & \text{運用収益率} & & \\ & & \downarrow & & \\ & & \text{運用見直し等で} & \rightarrow & \text{期待運用収益} \\ & & \text{引き上げ} & & \text{(収益) の増加} \end{array}$$

- ☑ 実際の運用収益が期待運用収益を下回った場合は、当該部分を別途費用計上することになるため、会計への影響を考慮したうえで運用見直しの検討をすることが必要です。

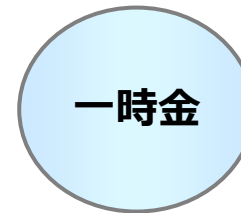
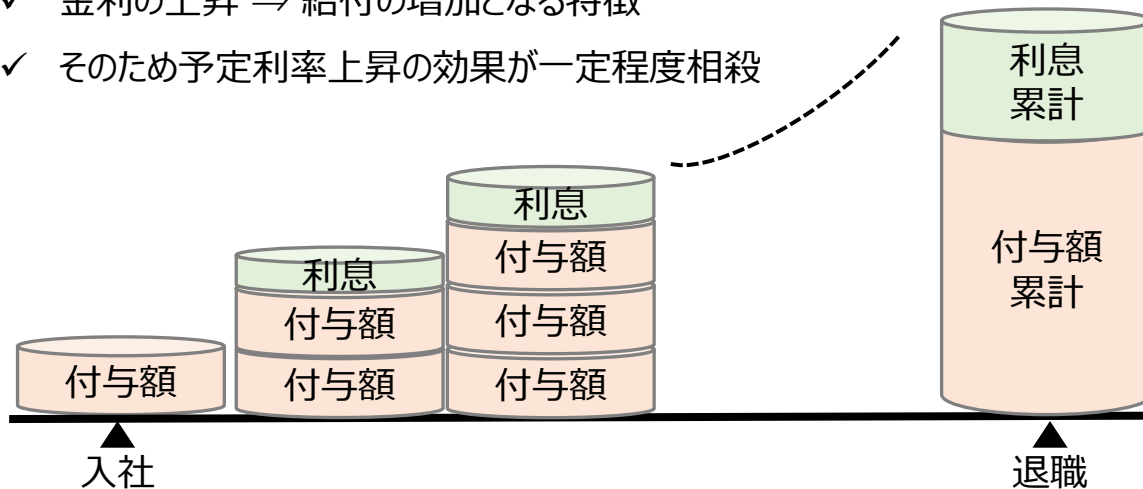
C Bプランでは、金利上昇が必ずしも掛金・債務の減少につながるとは限りません

- 一般的なD Bでは、金利上昇は数理債務や退職給付債務の減少方向に働きます。
- 一方、C Bプランでは国債利回り等に連動して給付額も増加するため、金利上昇の影響を一律に「掛金・債務の減少」と整理することはできません。

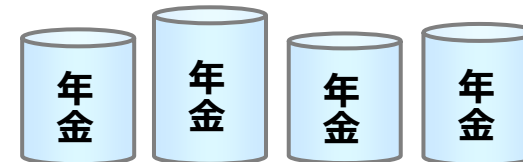
【C Bプランにおける金利上昇の影響】



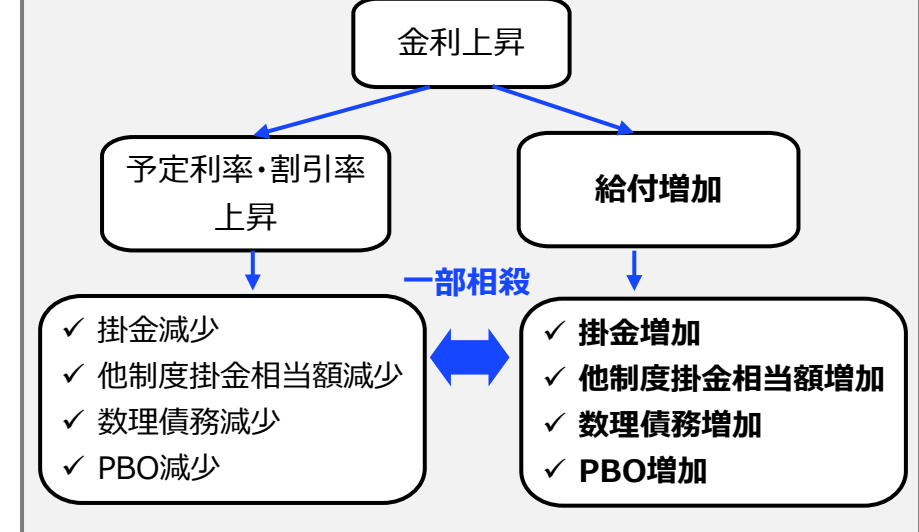
- ✓ 指標として、主に国債の利回りを使用
- ✓ 金利の上昇 ⇒ 給付の増加となる特徴
- ✓ そのため予定利率上昇の効果が一定程度相殺



〔選択〕



【影響イメージ】



C Bプランでは「金利上昇＝債務減少」とは限らず、給付増加の影響もあわせて確認することが重要です

下限予定利率の上昇を、自社DBを点検するきっかけに

- 下限予定利率の上昇により、事業主判断だけでは予定利率・給付利率の現行水準を維持できず、法令上の要件により引き上げが必要となる場合があります。
- まずは、**自社DBで採用している利率と次回財政再計算の時期を把握することが重要です。**

下限予定利率が上昇

※CBプランについては、10ページも参照ください。

① 下限予定利率の上昇そのものによる影響

予定利率との比較

財政再計算等の時点で、下限以上かを確認。下回る場合は引き上げが必要。

給付利率との比較

下限を下回る場合は、給付利率の見直しや規約変更等が必要。

積立上限額

下限の上昇により積立上限額が低下し、積立超過に該当しやすくなる場合。

② 予定利率を引き上げた場合の影響※

DB財政

一般に、標準掛金・数理債務・責任準備金等は減少方向。

資産運用・DC

期待収益率・運用リスク、他制度掛金相当額とDC拠出枠への波及を確認。

企業会計

簡便法の一部では、数理債務の減少が退職給付債務の減少につながる場合。

ご確認ください

現在の予定利率 ____%

現在の給付利率 ____%

次回財政再計算 ____年__月

DB・DC併用 あり／なし

現在の制度設計を把握し、「下限上昇そのものの影響」と「予定利率引き上げ後の影響」を分けて整理しましょう。